

25 獣医師の確保対策について

食の安全確保、人獣共通感染症及び家畜伝染病の防疫対策への適切な対応を行うため、四国圏域の獣医師不足解消のための措置を講じること。

【背景理由等】

安全・安心な環境づくりへの住民の関心の高まりから、食の安全確保及び人獣共通感染症への適切な対応が求められています。

しかし、平成19年5月に農林水産省が公表した『獣医師の需給に関する検討会報告書』において、四国圏域は、産業動物診療獣医師、自治体勤務獣医師ともに将来の需要に対する供給が不足するとされています。特に、家畜防疫員やと畜検査員など、家畜防疫や公衆衛生分野を担う自治体勤務獣医師は、勤務条件等の面から希望者が少なく、その確保は危機的な状況が続いていることから、食の安全・安心等、県の果たすべき業務に将来支障が生じるものと危惧されます。

獣医師は、感染症の予防・診断、医薬品の開発、食の安全性の確保等において重要な役割を担っています。そのため、獣医師の卒後教育や新型インフルエンザなど新たな感染症等に迅速かつ専門的な対応が可能となる体制づくりを行うとともに、獣医学生が産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生業務等の理解を深めるような獣医学教育のさらなる強化も必要となっています。

さらに、令和2年度に香川県、徳島県及び高知県、3年度に愛媛県、4年度に香川県で高病原性鳥インフルエンザが発生し、香川県及び徳島県では防疫業務に従事する家畜防疫員が不足し県外からの派遣による対応が必要となったほか、飼養衛生管理基準の遵守に係る指導の強化や、3年度から四国4県でも接種が開始された豚熱ワクチンへの対応など、通常業務においても家畜防疫員の責務は高まっており、人員確保は喫緊の課題となっています。

【具体的な提言事項】

（１）補助員制度の創設等と畜場法の見直し

と畜検査員の人員不足に対応するため、畜産学、農学等を修めた者に対し所定の講習を行い、「と畜検査」を補助する制度を導入するなど、「と畜場法」の見直しを検討すること。

（２）大学獣医学部等のカリキュラムのさらなる充実

公衆衛生、家畜衛生分野における獣医師の果たすべき役割や必要性について、大学のカリキュラムを一層充実強化する等の措置を行うこと。

（３）自治体勤務獣医師の処遇改善

自治体勤務獣医師の確保を図るため、国において、獣医師の処遇改善が図られるよう地方財政措置の充実強化を図ること。

（４）自治体勤務獣医師を目指す学生への修学援助

家畜防疫員の必要数を計画的に確保するため、修学資金の予算を十分に確保すること。